

[3]

氏 名 (本籍)	山本芳美 (千葉県)		
学 位	博士 (学術)		
学位記号番号	博乙第22号		
学位授与年月日	平成12年9月30日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
論 文 題 目	イレスミの近代史——日本、台湾、沖縄、アイヌ におけるイレスミ禁止政策		
論文審査委員	(主査)	教授	スチュアート ヘンリ
		教授	後藤 淑
		教授	伊藤 セツ
	お茶の水女子大学	教授	波平 恵美子

論 文 要 旨

近年、人間の身体をめぐるのは、生殖技術や遺伝子操作などの是非が論議されている。その論点を整理していけば、一つには「自然な身体とは何か」という問題であり、もう一つは「身体は誰のものなのか」との問題である。身体観をめぐる論議や身体の政治学は、先端医療に限らず、身体変工の是非をめぐる交わされてきた議論にも深く関わってくる。この論文では、これら二つの問いを踏まえながら、文献資料と筆者自身の調査資料により、日本、台湾、沖縄、アイヌにおいて実施されたイレスミ慣習の禁止政策について論じた。

身体変工研究では、身体変工の具体的な方法のほか、身体変工行為を何が支えているのかを明らかにしてきたが、社会変化に伴う身体変工行為の変容や自然な身体をめぐる葛藤や摩擦を考察していくことも、重要な研究課題である。この1世紀半を省みれば、近代化の波に洗われた世界各地で、「過剰に飾らず、過剰に加工しない」身体こそが「自然な身体」とされ、自明視されるに至っているのである。

この論文では、政府が自然な身体の獲得を政策として重視した地域の具体的事例として、日本、台湾、沖縄、アイヌにおいて自然な身体がどのように人々に受容されるようになったのかを検討することを目的に、これまで特に検討がなされてこなかった、近代日本におけるイレスミ禁止政策を取り上げ、共時的かつ通時的なアプローチの両面から考察した。文化人類学的視点から、日本、台湾、沖縄、アイヌそれぞれに対するイレスミの禁止政策とその影響をイレスミ禁止政策に関して語られた人々の文献資料と言説を検討することによって、禁止政策とその受容、イレスミ慣習の変化、停止までの過程を追った。近代日本と植民地であった台湾を中心にイレスミが禁止された過程を明らかにした上で、現在はそれぞれの文化において、すでに過去のものとなっているイレスミ慣習に対して示す解釈や態度の差についても検討し、さらに、日本と台湾のイレスミ禁止政策に対する比較資料として、沖縄とアイヌに対しておこなわれたイレスミ禁止政策についても検討を加えた。

明治政府は、イレズミ禁止政策を自国民に適用すると同時に、イレズミ慣習の存在した植民地である台湾や沖縄の人々やアイヌにも拡大していた。イレズミ禁止政策の検討を通して明らかになったのは、政策は対象となった人々に多大な影響をもたらしたことであった。イレズミ禁止政策が布かれていた1872（明治5）年から1948（昭和23）年までに、イレズミの意味付けや文様などが変容し、取締だけでなく、教育や自らの風俗改良運動などさまざまな要因により、やがて慣習そのものが停止に至っていた。台湾、沖縄、アイヌでのイレズミに対する取締は、日本よりも台湾、沖縄、アイヌに厳しいものであり、台湾や沖縄の人々、アイヌでは、禁止政策の間にイレズミ除去手術が推進されていた。

この事実をより大枠でみれば、明治政府以降の政府は、身体は国家に属し、その身体は「自然な身体」であるべきであるとの身体観を提示したが、伝統的な原理に沿ってイレズミを施した身体こそが自然な身体との身体観を抱く人々と鋭く対立することになった。政府は「自然な身体」という新たな身体観を自国民と内外植民地の人々に提示し、取締と教育、日常的な訓戒と監視の眼を張り巡すことによって、摩擦と抵抗を産み出しながらも、伝統的な身体を凌駕したといえよう。

しかし、禁止政策が解除された後のイレズミ慣習への解釈のあり方は、日本、台湾、沖縄、アイヌでそれぞれに異なっており、日本では、イレズミ施術は引き続きおこなわれたものの一般社会にはタブー視され、台湾ではしばらくイレズミの除去手術が続いた後、原住民族による文化復興運動や権利運動の高まりと連動して、1990年代に入ってから、タイヤル族はイレズミを伝統文化として評価し、積極約に民族のエスニックアイデンティティーとして標榜しだしている。沖縄においては、1980年代に行政主導でイレズミは無形文化財として位置づけられたが、その見方は一般の人々まで浸透していない。むしろ、ハワイに移民した沖縄の人々の子孫、オキナワンが伝統文化として女性のイレズミを意識している。アイヌでは、イレズミをすでに過去の脱却した慣習としており、エスニックアイデンティティーとしても標榜されることはない。しかし、この解釈の相違は、単に近代日本政府におけるイレズミ禁止政策の影響へ還元できる問題ではなく、政治的、歴史的要因などさまざまな要素が絡んで表出しているものと考えられるのである。

審査報告要旨

本論文『イレズミの近代史：日本、台湾、沖縄、アイヌにおけるイレズミ禁止政策』では、日本政府が明治期から第二次大戦敗戦まで、本州で実施された禁止政策と、アイヌ民族、沖縄島民、台湾の原住民に対して遂行された政策の比較研究を通して、植民地経営と身体管理との関係を論じている。

近代国民国家を形成するにあたって、イレズミに着目した身体管理を軸にして、植民地主義、「近代化」、欧米化、〈我々〉〈他者〉関係が複雑に相互作用する状況を論じたことは、今まででなかった独創的な論点として評価されるものである。

本論文は、4章によって構成されており、第1章の序論では、近代国家における国民の

身体なりを論じたあと、癍痕文身、割礼、歯牙変工などの身体変工に関する概略を述べ、論文の主旨であるイレズミに関する用語定義と研究史をまとめた。また、ここで「身体は誰が管理するものか」を出発点として、欧米における「自然の身体」と日本政府が実施したイレズミ禁止政策との関係に対する問題提起を行ない、好ましい身体とは何かについてイレズミを事例に論考した。

第2章では、本州を中心とした「本土」「内地」のイレズミ禁止政策について述べたあと、台湾原住民、沖縄島民、アイヌ民族に対するイレズミ禁止の歴史的背景、実施状況と文化・社会的な影響を述べた。

第3章では、現在はそれぞれの社会において、すでに過去のものとなっていたイレズミ慣習に対して抱かれる解釈や態度の違いについても検討した。台湾では、植民地時代に強制されたイレズミの除去手術は解放後もしばらくの間が続いたが、原住民族による文化復興運動や権利運動の高まりと連動して、1990年代に入ってからタイヤル族はイレズミを伝統文化として再評価し、民族のエスニック・アイデンティティーの表象として積極的に利用している。沖縄においては、1980年代に県行政主導でイレズミは無形文化財として位置づけられたが、その見方は一般の県民まで浸透していない。反対に、ハワイに移民した沖縄の人々の子孫オキナワンは伝統文化として女性のイレズミを意識して、一部の若い人はイレズミをする現状が認められることを指摘した。アイヌ社会では、イレズミは脱却した慣習としており、エスニック・マーカーとして評価していない状況を論じた。

第4章では、これまで文様や施術という文脈においておこなわれてきたイレズミ禁止政策研究を、国民の身体の管理を自明視し自然な身体の獲得を目指した近代日本の政府に視点を置き、イレズミ禁止政策に関する実施調査と文献資料によるデータを動員して検討を加えた。

この研究は、山本さんが学部のおきから一貫して追究してきたテーマであり、実施調査による豊富な資料と文献資料を織り込んだ力作である。本論文はイレズミ研究にとどまらず、「近代化」論としても、植民地論としても評価に値するものとして、審査員全員の合意に基づいて、学位授与に値する論文と判断した。